

「九条の会・くまとり」 結成のつどい

戦争放棄を定めた日本国憲法を守り平和を願う皆さん、どうぞ参加下さい。

とき 3月 19 (日)

ところ 午後 2 時より
煉瓦館 コットンホール

(旧中林綿布紡績工場跡)

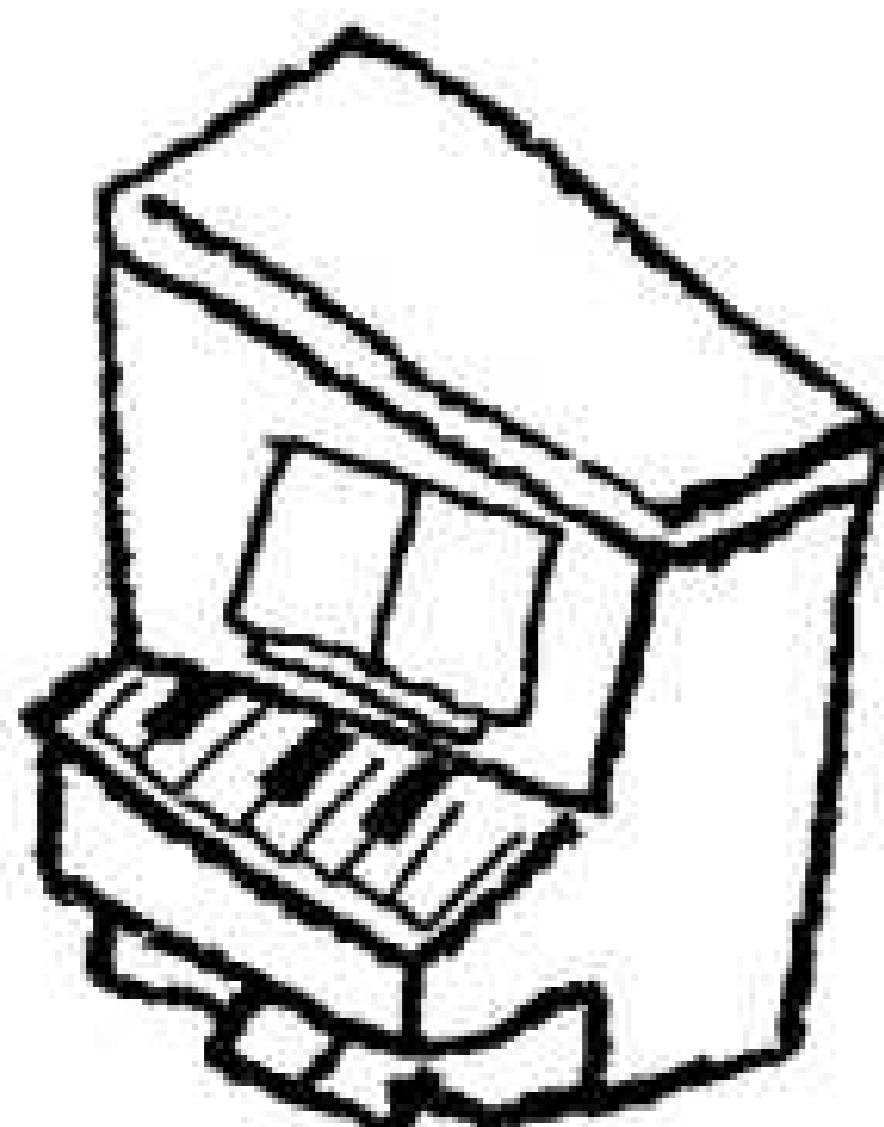


1部 講演

映像で語る

イラクの現状

西谷 文和 氏 (フリージャーナリスト)



2部 コンサート

- フルート演奏
- 歌曲独唱 「君死にたもうこと勿れ」
- シリア民族音楽

シリア人音楽家が民族楽器「ウード」で弾き語る

3部 「九条の会・くまとり」発会宣言

「九条の会・くまとり」 賛同への呼びかけ

「日本の平和憲法は、いま、大きな試練にさらされています。」

あの残虐な第二次世界大戦の経験から、世界的には、「国際紛争解決のために武力を使うべきでない」という教訓を得るとともに、諸国に多大な被害をもたらした日本は「戦争放棄と戦力を持たない」ことを決意して平和憲法を制定しました。そして、戦後60年間、武力の行使をしませんでした。

しかし、いま、憲法九条を『改正』し、紛争を話し合いで解決する「戦争をしない国」から、米国に従って、「戦争をする国」にしようとする動きが、かってなく急速に強まっています。

2004年6月、このような動きに対し、日本の著名な9人のひとたちによって、思想・信条を超えて「平和を求める世界の市民と手をつなぐために、あらためて憲法九条を、激動する世界に輝かせたい」そのために「憲法九条を守るという一点で手をつなぎ、『改憲』のくわだてを阻むため・・・あらゆる努力を、いますぐ始めることを訴えます」と「九条の会」アピールが発表されました。このアピールへの賛同者や賛同する会が全国に広がっています。

私たちは、二度と戦争によるあの悲惨さと物言えぬ世を子孫に残してはならないとの思いから思想・信条を超えて「核兵器の廃絶と軍縮を願う平和都市宣言」を掲げる熊取町の住民として、全国の人々と呼応し、アピールに賛同するとともに、行動されることを心から呼びかけるものです。(アピール全文は裏面に掲載しました。)

「九条の会・くまとり」 呼びかけ人

| | | | | | |
|-------|----------------|-------|--------|--------------------|------|
| 荒尾 立夫 | 大阪から公害をなくす会幹事 | 五門東 | 鳥居 進 | バラグライダー愛好家 | 新野田 |
| 市原 千博 | 京大職組原子炉支部委員長 | つばさが丘 | 登 文子 | 熊取介護者(家族)の会会長 | 野田 |
| 井上 昭三 | 曹洞宗西方寺住職 | 成合 | 長谷川 淳子 | 牧 師 | 萩が丘 |
| 音田 篤 | 音田医院医師 | 希望が丘 | 古都 重明 | 泉州労働者山岳会企画部長 | 小垣内 |
| 岡本 一治 | 阪南合同法律事務所弁護士 | 大久保中 | 町田 克元 | 元阪南総評事務局長 | 新野田 |
| 柴山 正實 | 北浜総合法律事務所弁護士 | 大久保北 | 水間 満郎 | 元京大原子炉教員 | 五門西 |
| 高田 耕吉 | 年金者組合大阪府本部副委員長 | 小谷 | 室井 利達 | 福祉ボランティア | 青葉台 |
| 田宮 勝美 | 日本きりえ協会常任理事 | 五月ヶ丘 | 森川 正枝 | いずみ市民生協りんくう地域委員会代表 | 泉陽ヶ丘 |

連絡先 〒590-0445 熊取町五月ヶ丘1-10-29
九条の会・くまとり事務局 Tel Fax 0724-68-6033



井上 ひさし
(作家)



梅原 猛
(哲学者)



大江 健三郎
(作家)



奥平 康弘
(憲法研究者)



小田 実
(作家)



加藤 周一
(評論家)



澤地 久枝
(作家)



鶴見 俊輔
(哲学者)



三木 麻子
(国連婦人会)

「九条の会」アピール

日本国憲法は、いま、大きな試練にさらされています。

ヒロシマ・ナガサキの原爆にいたる残虐な兵器によって、五千万を越える人命を奪った第二次世界大戦。この戦争から、世界の市民は、国際紛争の解決のためであっても、武力を使うことを選択肢にすべきではないという教訓を導きだしました。

侵略戦争をしつづけることで、この戦争に多大な責任を負った日本は、戦争放棄と戦力を持たないことを規定した九条を含む憲法を制定し、こうした世界の市民の意思を実現しようと決心しました。

しかるに憲法制定から半世紀以上を経たいま、九条を中心に日本国憲法を「改正」しようとする動きが、かつてない規模と強さで台頭しています。その意図は、日本を、アメリカに従って「戦争をする国」に変えるところにあります。そのために、集団的自衛権の容認、自衛隊の海外派兵と武力の行使など、憲法上の拘束を实际上破ってきています。また、非核三原則や武器輸出の禁止などの重要施策を無きものにしようとしています。そして、子どもたちを「戦争をする国」を担う者にするために、教育基本法をも変えようとしています。これは、日本国憲法が実現しようとしてきた、武力によらない紛争解決をめざす国の在り方を根本的に転換し、軍事優先の国家へ向かう道を歩むものです。私たちは、この転換を許すことはできません。

アメリカのイラク攻撃と占領の泥沼状態は、紛争の武力による解決がいかに非現実的であるかを、日々明らかにしています。なにより武力の行使は、その国と地域の民衆の生活と幸福を奪うことしかありません。1990年代以降の地域紛争への大国による軍事介入も、紛争の有効な解決にはつながりませんでした。だからこそ、東南アジアやヨーロッパ等では、紛争を、外交と話し合いによって解決するための、地域的枠組みを作る努力が強められています。

20世紀の教訓をふまえ、21世紀の進路が問われているいま、あらためて憲法九条を外交の基本にすることの大切さがはっきりしてきています。相手国が歓迎しない自衛隊の派兵を「国際貢献」などと言うのは、思い上がりでしかありません。

憲法九条に基づき、アジアをはじめとする諸国民との友好と協力関係を発展させ、アメリカとの軍事同盟だけを優先する外交を転換し、世界の歴史の流れに、自主性を發揮して現実的にかかわっていくことが求められています。憲法九条をもつこの国だからこそ、相手国の立場を尊重した、平和的外交と、経済、文化、科学技術などの面からの協力ができるのです。

私たちは、平和を求める世界の市民と手をつなぐために、あらためて憲法九条を激動する世界に輝かせたいと考えます。そのためには、この国の主権者である国民一人ひとりが、九条を持つ日本国憲法を、自分のものとして選び直し、日々行使していくことが必要です。それは、国の未来の在り方に対する、主権者の責任です。日本と世界の平和な未来のために、日本国憲法を守るという一点で手をつなぎ、「改憲」のくわだてを阻むため、一人ひとりができる、あらゆる努力を、いますぐ始めることを訴えます。

2004年6月10日

日本国憲法

第二章 戰争の放棄

第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、國權の發動たる戦争と、武力による威嚇または武力の行使は、國際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

②前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。國の交戦権は、これを認めない。

あなたも賛同者に

1. 日本国憲法を守る「九条の会」
アピールに 賛同してください。

() 賛同者になります。

2. 氏名の公表についてお伺いします。

() 公表してもよい
() 公表できない

一言メッセージをお願いします。

| 氏名 | 住 所 | TEL・FAX | 公表でもよい人は○ |
|----|-----|---------|-----------|
| | | | () |
| | | | () |
| | | | () |
| | | | () |
| | | | () |